

新たな「消費者基本計画」の方向性について（案）

1 計画期間

○令和4年度から令和8年度まで（5年間）

※従来の計画期間は5年

※国の「消費者基本計画」「消費者教育の推進に関する基本的な方針」は5年

2 計画全体の方向性

○新型コロナやDXなど、社会情勢の急激な変化に、スピード感を持って対応。

○「課題認識→解決策→消費者教育→検証」という一連の政策を、一体的かつ戦略的に展開。

○先駆的な政策を盛り込んで「新次元の計画」へと進化。

○審議会における論議の一本化により、「県民の声をさらに反映した計画」へと進化。

○県民目線に立った、「県民により一層わかりやすい計画」へと進化。

3 新たな計画における主な消費者行政施策の方向性

(1) 消費者教育の推進

成年年齢引下げが施行される令和4年4月以降も、消費者トラブルの未然防止に向け、引き続き、学齢期に応じた効果的な消費者教育を積極的に推進する。

また、G20消費者政策国際会合のレガシーである本県の誇る「若年者向け消費者教育」を「あらゆる世代」へ効果的に展開する。例えば、デジタル社会における新たな消費者問題に対し、消費者教育の重要性がますます高まっていることから、学生、社会人、高齢者など「あらゆる世代」に向けて充実した消費者教育を展開できるよう、より実践力が身につくデジタル教材の開発、消費者教育の担い手の育成などを推進する。

(2) エシカル消費の展開

県内のエシカル消費の認知度は、平成29年度に26.4%であったが、令和2年度には50.8%と急速に高まっており、さらに認知度を高めるための実践が必要であることから、「教育機関との新たな連携」による「実践策の創造」をはじめ、エシカル消費の新たな普及策を展開する。

(3) 消費者志向経営の促進

消費者志向自主宣言事業者数の拡大に向け、PR動画の活用や優良事例の紹介など、創意工夫をこらした施策展開を行うとともに、宣言事業者の活動が強化されるよう、事業者自ら行うフォローアップへの支援強化を図る。

(4) 見守りネットワークの充実

県内全市町村に見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）が設置されるなど、全国を先導する体制整備が既に図られていることから、有意義な活動が促進されるよう、「広域的な情報」や「地域の情報」を共有し、課題解決へと繋ぐ機能の強化を図ることをはじめ、さらなる見守りネットワークの充実を図る。

(5) 安全・安心な消費生活相談体制の確保

県民の安全・安心な消費生活の実現のため、新たな消費者情報センターは、徳島駅前立地を活かした「より身近なセンター」を目指すとともに、デジタル環境の整備による市町村センターとの「意思疎通」や「情報共有」の強化を行い、県内消費生活センターの中核としての機能の更なる充実を図る。

また、引き続き、消費生活相談員のスキルアップ、新たな相談員の養成を図る。

(6) 世界と通じた本県の消費者行政の進化

G20消費者政策国際会合をレガシーとする、「本県の消費者行政の進化」に向け、「消費者庁新未来創造戦略本部」や、当国際会合の参加者と学識経験者で構成する「国際連携ネットワーク」等と連携し、本県主催の「国際フォーラム」をはじめ、本県ならではの国際交流や情報発信を行う。